



# 熊本県公報

第12707号

平成30年3月23日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領…………… (会計課) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の休止…………… ( " ) 2
- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立…………… (団体支援課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施…………… (畜産課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 6
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 6
- 造成宅地防災区域の指定…………… ( " ) 6
- 造成宅地防災区域の指定…………… ( " ) 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 7
- 道路の供用開始…………… ( " ) 7
- 道路の供用開始…………… ( " ) 7
- 道路の供用開始…………… ( " ) 8
- 道路の供用開始…………… ( " ) 8
- 道路の供用開始…………… ( " ) 8
- 道路の区域変更…………… ( " ) 9
- 道路の区域変更…………… ( " ) 9
- 道路の区域変更…………… ( " ) 9
- 道路の区域変更…………… ( " ) 10
- 道路の区域変更…………… ( " ) 10
- 道路の区域変更…………… ( " ) 10
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退…………… (高齢者支援課) 10

### 公 告

- 行政書士法に基づく行政処分…………… (市町村課) 11
- 公共測量の実施…………… (監理課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 11

### 登 載 依 頼

- 技能教育施設の名称の変更…………… (高校教育課) 12
- 熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を  
改正する規則…………… ( " ) 12
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程…………… (選挙管理委員会) 13

## 告 示

### 熊本県告示第237号

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県指定金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の10）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、第32条に規定する送金通知書については、この限りでない。

第32条第3項中「通知するとともに、当該支払に係る送金通知書を総括店に送付しなければならぬ。」を「通知しなければならない。」に改める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

**熊本県告示第238号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成38年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 平成24年熊本県告示第516号の19の事業地のうち熊本県熊本市中央区薬園町及び妙体寺町地内において事業地を変更し、熊本市中央区坪井三丁目及び坪井四丁目を追加する。  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第239号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（小規模多機能型居宅介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人創和会 八代市鏡町中島1344番地	小規模多機能ホーム 竜宮 八代郡氷川町野津4600番地	平成30年2月21日

（介護予防小規模多機能型居宅介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人創和会 八代市鏡町中島1344番地	小規模多機能ホーム 竜宮 八代郡氷川町野津4600番地	平成30年2月21日

**熊本県告示第240号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅介護支援）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目9番14号	八代市社協さわやか坂本 八代市坂本町荒瀬1307番地	平成30年3月31日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目9番14号	八代市社協さわやか北部 八代市東陽町南1075番地	平成30年3月31日

熊本県告示第241号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

（養殖業の種類）くるまえび養殖業

名称	区域
維和加入区	上天草市大矢野町維和の地区

熊本県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町菅字大平945番、949番4、969番1、973番1、975番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第243号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおりヨーネ病、腐蛆病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施の目的  
ヨーネ病、腐蛆病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。
- 2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	熊本市	平成30年5月7日から平成31年2月28日まで
	宇城市	平成30年5月7日から平成31年2月28日まで
	氷川町	平成30年5月7日から平成31年2月28日まで
	玉名市	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	山鹿市（鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町を除く。）	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	荒尾市	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	玉名市岱明町	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	玉名市横島町	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	和水町上板楠	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	南関町	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	大津町	平成30年4月3日から平成31年2月28日まで
	南小国町	平成30年5月7日から平成30年12月14日まで
小国町	平成30年5月7日から平成30年12月14日まで	

	多良木町	平成30年5月7日から平成30年12月21日まで
	湯前町	平成30年5月7日から平成30年12月21日まで
	上天草市	平成30年5月7日から平成30年6月29日まで
腐蛆病検査	熊本市	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	八代市	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	宇土市	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	宇城市	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	上益城郡全域	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	下益城郡全域	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	八代郡全域	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	山鹿市	平成30年6月1日から平成30年8月31日まで
	阿蘇市	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	阿蘇郡全域	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	人吉市	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	水俣市	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	葦北郡全域	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
	球磨郡全域	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
ひな白痢検査	山鹿市	平成30年9月3日から平成30年12月14日まで
	合志市	平成30年9月3日から平成30年12月14日まで
	和水町	平成30年9月3日から平成30年12月14日まで
	南関町	平成30年9月3日から平成30年12月14日まで
	人吉市	平成30年6月1日から平成30年11月30日まで
	錦町	平成30年6月1日から平成30年11月30日まで
	相良村	平成30年6月1日から平成30年11月30日まで
	山江村	平成30年6月1日から平成30年11月30日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成30年4月2日から平成31年3月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当するものを除く。 (2) 月齢又は推定年齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査は、血清を用いたスクリーニング法による抗体検査及び糞便を用いたリアルタイムPCR法による遺伝子検査等により判定する。
- (2) 腐蛆病検査は、蜂群について肉眼的観察及び死亡蜂児等を材料とした塗抹標本の染色・鏡検、その他の細菌検査により総合的に判定する。
- (3) ひな白痢検査は、全血を用いたひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (4) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウエスタンブロット法等により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ふくろうの森	デイサービスセンターふくろう	上益城郡益城町福富610番地1	平成30年4月1日	通所介護

熊本県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアンドワイ	訪問介護事業所ふくろうの森	上益城郡益城町大字広崎520番地12	平成30年4月1日	訪問介護

熊本県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター附属訪問看護ステーション	人吉市老神町3番地	平成30年4月1日	訪問看護

熊本県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター附属訪問看護ステーション	人吉市老神町3番地	平成30年4月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第248号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成30年3月15日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	欲情旅館 したけりゃおいで（新東宝映画） レンタル女子大生 肉欲延滞中（オーピー） 花芯の刺青 熟れた壺（新日本映像） とってもやりたい男と女 ～背徳の肉体～（新東宝映画） ぐしょ濡れ女神は今日もイク！（オーピー） 変態下宿屋 熟女ざかり（新日本映像） 性春リバーサイド ふたりでイこう（オーピー） カルーセル麻紀 夜は私を濡らす（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第249号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 平地区（その1）造成宅地防災区域  
上益城郡山都町大字島木字平1728番
- 平地区（その2）造成宅地防災区域  
上益城郡山都町大字島木字平1705番1、1706番1、1707番

（「その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。」）

**熊本県告示第250号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 杉堂地区（その2）造成宅地防災区域  
 上益城郡益城町大字杉堂字日向112番5、137番2、137番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、137番4、137番5、137番6、137番6地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、137番7、137番7地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、137番9、137番10  
 上益城郡益城町大字杉堂字上古閑168番2、168番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、168番4、168番5、168番7、168番8、175番1、175番2、175番3、176番1、176番2、177番1、177番2、177番3、177番4、177番5、177番6、177番7、178番5、178番6、178番8、178番9、178番10、178番11

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第251号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

大切畑地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字大切畑1969番4、1969番5、1971番2、1974番、1975番1、1975番4、1980番1、1980番2、1988番、1989番、1990番1、1990番2、1991番、1992番、1993番2、1994番、1995番、1996番2、1997番、1998番、1999番1、2000番1、2001番、2005番、2006番1、2014番2、2017番1、2018番、2019番、2022番、2023番、2024番、2025番、2029番、2030番、2033番、2034番、2036番、2037番、2038番1、2038番2、2039番、2040番、2042番、2043番、2044番、2045番、2046番、2047番、2048番、2049番、2050番、2052番、2054番3、1980番1地先の水（次の地図に示す部分に限る。）、2005番地先の水の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2054番3地先の水（次の地図に示す部分に限る。）、1974番地先の水（次の地図に示す部分に限る。）、1990番1地先の道（次の地図に示す部分に限る。）、1989番地先の道（次の地図に示す部分に限る。）、1993番2地先の道（次の地図に示す部分に限る。）、2047番地先の道（次の地図に示す部分に限る。）、2001番地先の道（次の地図に示す部分に限る。）、2006番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2022番地先の道（次の地図に示す部分に限る。）、2052番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2037番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1991番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、阿蘇郡西原村大字小森字大切畑鶴2450番1、2450番2、2456番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2459番1、2459番2、2460番、2505番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	下益城郡美里町今字上原 1557番地先から 同所 1540番1地先まで	76.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年3月26日

熊本県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土甲佐線	上益城郡甲佐町大字津志田字八反田 2531番2地先から 同所 2521番地先まで	196.0	活力基盤改築

2 供用を開始する期日 平成30年3月23日

熊本県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。  
その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	水俣出水線	水俣市大字長崎字河端 794番1地先から 同所 787番10地先まで	143.8	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年3月23日

**熊本県告示第255号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字滝尾字矢筈 67番2地先から 同所 67番2地先まで	34.7	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年3月23日

**熊本県告示第256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字堀迫 2082番3地先から 同所 2082番3地先まで	91.0	単河改

2 供用を開始する期日 平成30年3月29日

**熊本県告示第257号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町南田島字天神平 1079番1地先から 同所 1075番1地先まで	54.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年3月26日

**熊本県告示第258号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町古石唐津山 836番4地先から 同所 543番2地先まで	前	6.9 ～ 15.8	122.2	単道改
			後	7.6 ～ 20.5	122.2	

2 区域を変更する期日 平成30年3月23日

**熊本県告示第259号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大浜小天線	玉名市大浜町字上屋敷 536番4地先から 玉名市大浜町字下川原 2163番3地先まで	前	5.6 ～ 35.1	1084.0	菊池川堤防道路の引継
			後	5.6 ～ 35.1	1084.0	
				6.0 ～ 21.0	768.0	

2 区域を変更する期日 平成30年3月23日

**熊本県告示第260号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字下坂下字山中 2452番2地先から 玉名郡南関町大字下坂下字番上 1892番6地先まで	前	7.0 ～ 47.3	1012.0	やさ道交1地
			後	8.1 ～ 47.3	1012.0	

2 区域を変更する期日 平成30年3月23日

熊本県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 740番18地先から 同所 739番1地先まで	前	13.2 ～ 16.9	52.0	橋梁災害復旧（仮橋設置）
			後	13.2 ～ 22.7		

2 区域を変更する期日 平成30年3月23日

熊本県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字内屋敷 2575番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪 5160番10地先まで	前	5.2 ～ 31.5	5026.3	単道改築（阿蘇大橋架替に伴う村道の引継）
			後	5.2 ～ 31.5		
			後	5.4 ～ 45.0	5482.1	

2 区域を変更する期日 平成30年3月23日

熊本県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町田上字松野田 86番地先から 八代市坂本町田上字中畑 553番地先まで	前	5.8 ～ 16.9	109.8	災害防除（仮設道の撤去）
			後	4.2 ～ 9.9		

2 区域を変更する期日 平成30年3月23日

熊本県告示第264号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項の規定において準用する同法第48条の6第2項の規定により登録特定行為事業者から登録の辞退

の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの種類
合同会社ふくろ うの森 上益城郡益城町 福富610番地 1	有料老人ホーム ふくろうの森 上益城郡益城町 福富610番地 1	431100250	平成30年3 月31日	有料老人ホ ーム

**公 告**

**熊本県公告第173号**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により処分をしたので、同法第14条の5の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 被処分者
  - (1) 氏名  
山下 洋史
  - (2) 事務所の所在地  
熊本市中央区水前寺五丁目19番25-103号
- 2 処分年月日  
平成30年3月14日
- 3 処分内容  
戒告（行政書士法第14条第1号）

**熊本県公告第174号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（3級基準点測量）	平成30年3月15日から 平成30年3月30日まで	熊本市南区銭塘町 外地内

**熊本県公告第175号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2994-2の一部、同2994-4の一部、同2994-5、同2994-6及び同大字原水字南沖野5666-48の一部、同5666-293の一部  
2,132.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊陽町

**熊本県公告第176号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福田 満	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中波江9529番 ほか1筆 (一時利用地 天草市新和町小宮地字中波江68番)
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字丸山ノ前244番 8ほか1筆

2 認可年月日  
平成30年3月16日

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第7号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、KTC中央学院株式会社から次のとおり技能教育施設の名称変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。  
平成30年3月23日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
KTC中央高等学院 熊本キャンパス	KTCおおぞら高等学院 熊本キャンパス	平成30年4月1日

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

**熊本県教育委員会規則第3号**

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年熊本県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「」第47条の5」を「。以下「法」という。）第47条の6」に改める。  
第2条を次のように改める。  
（設置）

- 第2条 熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進し、熊本県立学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成を図ることを目的として、熊本県立学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、2以上の熊本県立学校に運営に関する相互に密な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の熊本県立学校について一の協議会を設置するものとする。
- 2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する熊本県立学校をいう。以下同じ。）とする熊本県立学校の校長、当該熊本県立学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び地域住民の意見（協議会の委員の任命に関するものを除く。）を求めるとする。
- 3 教育委員会は、協議会を設置するときは、速やかに対象学校の校長（以下「校長」という。）にその旨及び当該協議会を設置する日を通知するものとする。
- 第3条を削る。
- 第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外を削り、同項第1号中「指定学校」を「対象学校」に改め、「生徒」の次に「、児童又は幼児」を、「保護者」の次に「（第13条において「保護者」という。）」を加え、同項第7号中「もの」を「者」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「指定学校の」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。  
（3）対象学校の運営に資する活動を行う者（法第47条の6第2項第3号に掲げる者をいう。）
- 第4条第1項の次に次の1項を加え、同条を第3条とする。
- 2 校長は、法第47条の6第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。
- 第5条第2項第1号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第4条とする。

第6条第2項中「第4条第2項」を「第3条第3項」に改め、同条第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員の解任)

第6条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第4条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

第8条第1項本文中「指定学校の校長（以下「校長」という。）」を「校長」に改める。

第9条第1項第1号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項第2号中「もの」を「場合」に改める。

第11条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項又は第5項」を「法第47条の6第6項又は第7項」に、「あらかじめ、校長の意見を聴取する」を「当該意見を記載した書面を提出して行う」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

第11条に次の1項を加える。

2 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人の任用に関するものを除く。）とする。

(1) 前条第2項の基本的な方針に基づく対象学校の運営に資する活動を行う職員の任用に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

第12条の見出し中「及び情報提供」を削り、同条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を削る。

第13条の見出し中「住民参画」を「対象学校の運営への参画並びに支援及び協力」に改め、同条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、「ついて」の次に「、保護者」を加え、「協力、参画等」を「参画並びに支援及び協力」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、協議会は、第2条第1項の目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営に関する必要となる支援に関する協議の結果に係る情報を保護者、地域住民等に積極的に提供するよう努めるものとする。

第15条第1項中「行う」の次に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれがあると認めるときは、協議会の運営の一時停止その他の協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」を加える。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とする。

附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 熊本県選挙管理委員会告示第6号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年3月23日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程

熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第66条中「参議院（選挙区選出）議員」の次に「、熊本県議会議員」を加え、「第3号」を「第4号」に、「はる」を「貼る」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第66条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。